

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の開催について

令和 2 年 9 月 23 日
内閣府男女共同参画局長決定
令和 2 年 10 月 14 日
一 部 改 正

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからのDVや性暴力の増加・深刻化が懸念されている。また、今般の感染症の拡大は、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用に特に影響が強く表れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧される。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されている。

一方、これを契機に、オンライン活用が普及し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。

このように性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていくことが必要である。

このため、以下の事項を調査検討するため、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、「第5次男女共同参画基本計画」や「女性活躍加速のための重点方針 2021」の策定に向けた議論に反映させることとする。

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響
- ②女性の視点からの政策課題の把握

2 構成

- (1) 研究会は、別紙に掲げる者をもって構成する。なお、男女共同参画局長は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 座長は、構成員の中から、男女共同参画局長が指名する。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 庶務

研究会の庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、研究会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。